

航空交通の安全を確保するための運輸省の航空行政と自衛隊の業務との間の調整に関する覚書

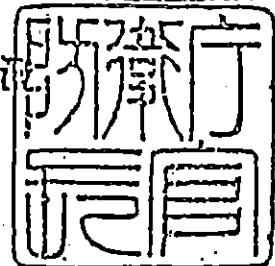
運輸大臣及び防衛庁長官は、航空交通の安全を確保するため、運輸省の航空行政と自衛隊の業務との間の調整について、さしあたり、次のとおり協定し、昭和47年3月18日から適用する。

昭和47年3月3日

運輸大臣 丹羽喬四郎



防衛庁長官 江崎 真澄



第1条 運輸大臣は、航空交通管制区（特別管制区を含む）、航空交通管制圏、航空路及びジエットルートを指定し、又はこれらを変更しようとする場合には、あらかじめ、防衛庁長官の意見をきくものとする。

第2条 運輸大臣は、自衛隊の設置する飛行場又はこれ以外の飛行場で自衛隊の部隊が継続して使用しているものについて、航空法施行規則第159条第2項に規定する飛行の方式、図

気象条件及び進入限界高度を定め、又はこれらを変更しようとする場合並びに航空機の訓練空域及び試験空域を設定し、又はこれらを変更しようとする場合には、あらかじめ、防衛庁長官に協議するものとする。

第3条 防衛庁長官は、自衛隊の施設のうち、飛行場、航空保安無線施設、航空交通管制施設、射撃場その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるものを設置し、又はこれに係る運用を開始し、若しくは終了しようとする場合には、あらかじめ、運輸大臣に協議するものとする。

第4条 運輸大臣は、航空法第97条の規定による飛行計画及び航空機の位置通報並びに同法第98条の規定による到着の通知のうち、防衛庁長官と協議して定める範囲のものを防衛庁長官に通報するものとする。

2. 防衛庁長官は、自衛隊が設置する飛行場、航空保安無線施設、航空交通管制施設その他の施設等に関する航空機の運航のため必要な情報のうち、運輸大臣と協議して定める範囲のものを運輸大臣に通報するものとする。

3 前2項の規定の実施の細目については、別に協定する。

第5条 運輸大臣は、次の各号に掲げる航空機について特に要

請のあつた場合は、(1)号に掲げる航空機については航空法第96条の規定による航空交通の指示及び同法第97条第1項の規定による飛行計画の承認に関し、(2)号に掲げる航空機については航空法第97条第1項の規定による飛行計画の承認に関し、便宜を図るものとする。

- (1) 自衛隊法第84条の規定による措置を命ぜられた航空機
- (2) 前号の措置の訓練及び別に協議して定める演習を行なう航空機であつて、あらかじめ発進時期等について調整を経たもの

2(1) 運輸大臣は、前項各号に掲げる自衛隊の航空機の航空交通管制圏に係る発進抑投の管制を行なう。

- (2) 防衛庁長官は、自衛隊の航空警戒管制部隊が第1項各号に掲げる航空機を誘導する場合及び航空警戒管制部隊と同様の機能を有する艦船部隊が自衛隊の航空機を誘導する場合には、現に航行中の他の航空機に危険を生じさせるおそれのないよう措置するものとする。

3 前2項の規定の実施の細目については、別に協定する。

第6条 運輸大臣は、自衛隊の航空機が自衛隊法第84条の規定による措置を命ぜられた場合においては航空法第80条、

第 8 / 条及び第 9 / 条の規定の適用につき、自衛隊の航空機が別に協議して定める飛行場、射撃場等の上空において訓練をする場合においては航空法第 8 / 条及び第 9 / 条の規定の適用につき、自衛隊の航空機が広い水面の上空において自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊の艦船を目標として訓練をする場合においては航空法第 8 / 条の規定の適用につき、特に必要があると認めるときは、それぞれ各条のただし書の許可をあらかじめ包括的に与えるものとする。この場合において、運輸大臣は航空交通の安全のため必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができるものとする。

第 7 条 運輸大臣及び防衛庁長官は、運輸省の職員及び防衛庁の職員から成る航空関係調整協議会を設け、この覚書中の運輸大臣と防衛庁長官との協議を行なわせるものとする。

2 前項の航空関係調整協議会において、運輸省の職員の代表は航空局監理部総務課長とし、防衛庁の職員の代表は防衛局運用課長とするものとする。

3 第 1 項の航空関係調整協議会の運営その他の細目は、当該協議会において定めるものとする。

第 8 条 運輸大臣及び防衛庁長官は、この覚書第 4 条第 3 項圖

及び第5条第3項に規定する協定を運輸省航空局長と防衛庁
防衛局長との間において締結させるものとする。

第9条 運輸大臣及び防衛庁長官は、航空法令の改正に伴い、
この覚書の内容が当該改正法令に抵触することとなつた場合
には、必要な覚書の改正又は廃止のための措置をとらなけれ
ばならないものとする。